

## —福岡県最低賃金額改定のおしらせ—

福岡県最低賃金が令和8年10月4日から  
1時間 1,114円(57円引き上げ)  
となります。

最低賃金引上げには、「業務改善助成金」(申請期間:令和8年9月1日～同10月3日)など各種支援策の詳細は、  
福岡労働局ホームページ

☆賃上げ等を進める事業主のみなさまを支援します。

をごらん下さい。

### 【お問い合わせ先】

#### ①最低賃金に関すること

福岡労働局 労働基準部 賃金室

電話 092-411-4578

ホームページ:福岡県の最低賃金

#### ②業務改善助成金に関すること

業務改善助成金コールセンター

電話 0120-366-440(平日9:00～17:00)